

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び粕屋町から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、粕屋町移住支援金交付要綱第10条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：
半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額